

各指標について

(1) 財政力指数

平成19年度、20年度及び21年度の3年間の平均とします。ただし、特別区については、特別区財政調整交付金の算出に要した基準財政需要額及び基準財政収入額により算出します。

(2) 経常収支比率

下記のとおり算出したものとします。ただし、特別区については、「普通交付税」を「特別区財政調整交付金」に読み替えたうえ、算出します。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等（地方税＋普通交付税等）} \\ \text{＋減収補填債特例分＋臨時財政対策債}} \times 100$$

(3) 実質公債費比率

下記のとおり算出したものとします。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

A：地方債の元利償還金

B：準元利償還金

C：特定財源

D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E：標準財政規模

※準元利償還金（上記B関連）①から⑤までの合計額

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの及び利子補給費
- ⑤ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

下記のとおり算出したものとします。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

A：将来負担額

B：充当可能基金額

C：特定財源見込額

D：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E：標準財政規模

F：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

※将来負担額（上記A関係）①から⑧までの合計額

①一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

④当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

⑤退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

⑥地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

⑦連結実質赤字額

⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※充当可能基本額（上記B関連）

①から⑥までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(5) ラスパイレス指数

平成22年地方公務員給与実態調査（総務省自治行政局公務員部給与能率推進室）によるものとします。

(6) 人口千人当たり職員数（都道府県にあっては人口10万人当たり職員数）

平成22年3月31日現在住民基本台帳人口1,000人（都道府県にあっては10万人）当たりの職員数とします。

職員数は、平成22年4月1日現在とします。

(7) 人口1人当たり人件費・物件費等決算額

平成22年3月31日現在住民基本台帳人口1人当たりの人件費、物件費及び維持補修費の合計額とします。

なお、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含みません。